

物 品 契 約 約 款

(総 則)

第1条 発注者及び納入者は、契約書記載の物品の売買契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づきこれを履行しなければならない。

(納入の通知)

第2条 納入者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

(検 査)

第3条 発注者は、物品の納入を受けたときは遅延なくその検査を行わなければならない。

2 検査の結果不良品のあるときは、納入者は、当該不良品を直ちに引き取り、発注者の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、発注者は物品を受領し、直ちに受領書を交付するものとする。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のため変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、納入者の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて納入者の負担とする。

(担保責任)

第5条 物品納入後、発注者において、損傷等を発見した場合には、当該損傷等が発注者の過失による場合を除き、納入者は、発注者の指定する日までにこれを良品と交換し、又は補修するものとする。

2 前項の場合においては、納入者が交換に応ずる期間は、検査が完了し、発注者が物品を受領した後12月間とする。

(代金の支払い)

第6条 売買代金の支払いは、検査が完了し、発注者が物品を受領した後納入者から請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

(納入遅延に対する遅延料)

第7条 納入者の責めに帰する事由により、納入期限までに物品を納入しない場合は、納入者は、発注者に対して遅延料を支払うものとする。

2 前項の遅延料の額は、納入期限の翌日から納入の日まで、売買代金に対し、遅延日数1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

(解除等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 納入者が、契約書に定める納入期限又は第3条第2項若しくは第5条第1項の規定により発注者の指定する日まで良品を納入しないとき。

(2) 納入者が、この契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に関する費用及び物品納入に要する費用は、納入者の負担とする。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と納入者が協議して定めるものとする。

談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 富里市（以下「発注者」という。）は、契約の相手方（以下「受注者」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 受注者は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他発注者が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

妨害又は不当要求に対する措置に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(妨害又は不当要求に対する措置)

第2条 契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約の適正な履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに富里市（以下「発注者」という。）に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第3条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、富里市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年告示第25号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。